

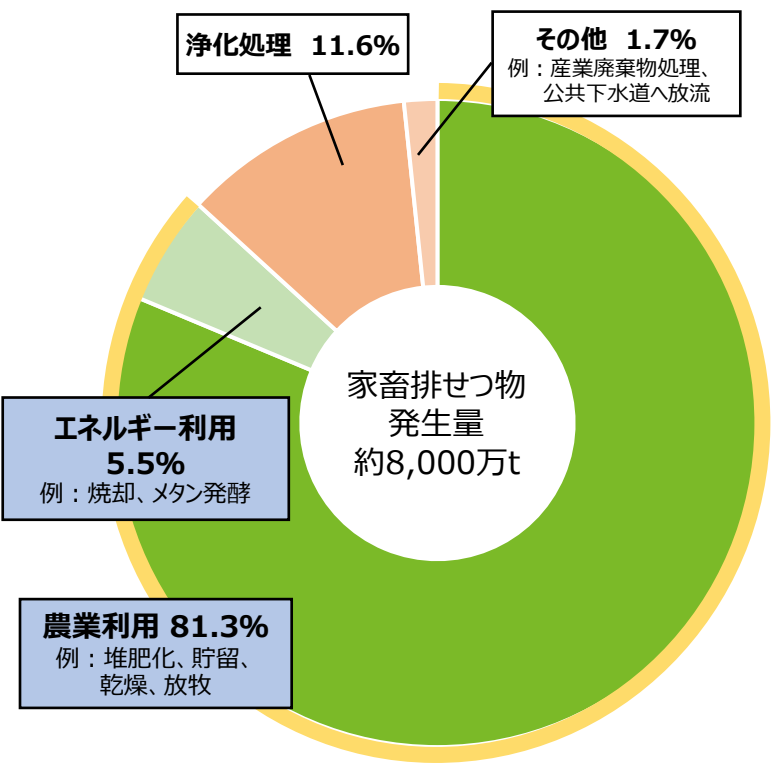
家畜排せつ物をめぐる現状について

令和6年9月
畜産局畜産振興課

家畜排せつ物の有効利用①

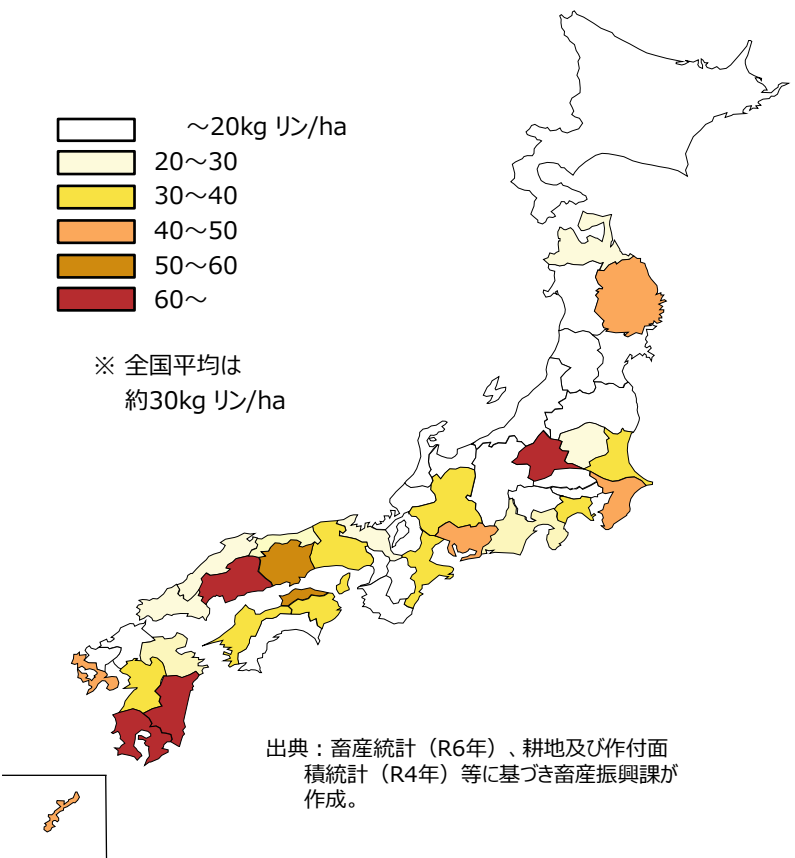
- ✓ 基本方針の前回見直し（令和2年3月）の後、「みどりの食料システム戦略（令和3年）」や「食料安全保障強化政策大綱（令和4年）」が策定され、**2050年までに化学肥料の使用量30%低減（2030年までに20%低減）する目標**を掲げ、**国内肥料資源としての堆肥の利用拡大を推進**。
- ✓ 全国的に老朽化が進む堆肥処理施設等への対応と合わせて、畜産が盛んな地域に偏在する家畜排せつ物・堆肥の利用を拡大するため、引き続き、**堆肥の高品質化やペレット化による広域流通を進める必要**。また、**堆肥利用が進まない場合には、メタン発酵等によるエネルギー利用も有効**である一方、**設備コストや消化液等の処理が未だ課題**。

■ 家畜排せつ物の利用状況（令和6年）



資料：畜産統計（令和6年）、家畜排せつ物処理状況等調査（平成31年）等に基づき畜産振興課が推計。注）四捨五入の関係で内訳と計は一致しない。

■ 耕地面積当たりの家畜排せつ物発生量（令和6年）（リンベース）



家畜排せつ物の有効利用②

- ✓ 家畜排せつ物の循環利用は、耕種農家との稲わら交換等による地域内での耕畜連携などが主体。
- ✓ 堆肥の有効活用を更に図るためには、地域内での取組と合わせて、JAや肥料メーカー等とも連携しながら、市町村内→県内→県外といった**段階的な広域流通**を検討する必要。

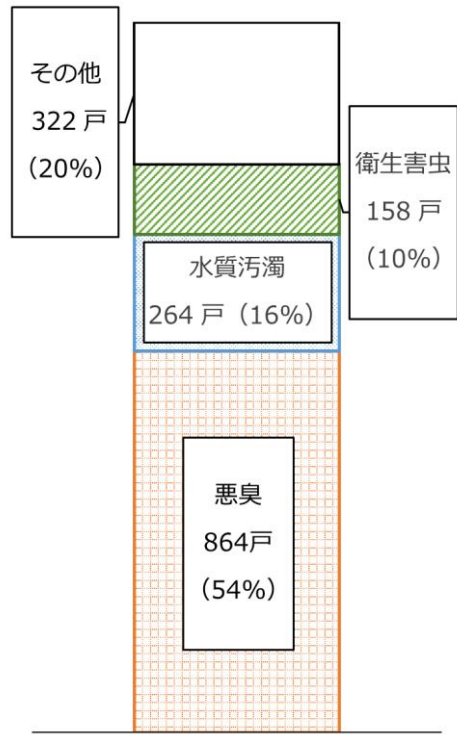


- 広域流通を進める上での課題
- ・ 畜産農家と耕種農家をつなぐ、JAや肥料メーカー等の参入
 - ・ 完熟化など原料堆肥の品質向上、ペレット設備の導入やそのコスト低減
 - ・ 耕種農家における「土づくり」や「肥料コスト削減」などの堆肥利用のメリットの実感、需要の把握
 - ・ 堆肥散布の省力化・外部化 等

畜産における環境負荷低減

- ✓ 農業分野における環境負荷低減が重要となる中、畜産業においても苦情発生が多い「悪臭」や「水質汚濁」をはじめ、環境規制への対応が引き続き必要。
- ✓ 特に、水質汚濁防止法において暫定排水基準が設定されている**硝酸性窒素等**については、一般排水基準への移行も見据え、**低コストな排水処理技術の開発や各農家段階での排水管理の更なる改善**が必要。
- ✓ また、地球温暖化対策として、畜産分野からの温室効果ガス削減に向け、**Jクレジット制度等の活用拡大**を図りつつ、**家畜排せつ物の管理方法の変更等を推進**。

■ 令和5年苦情別発生戸数



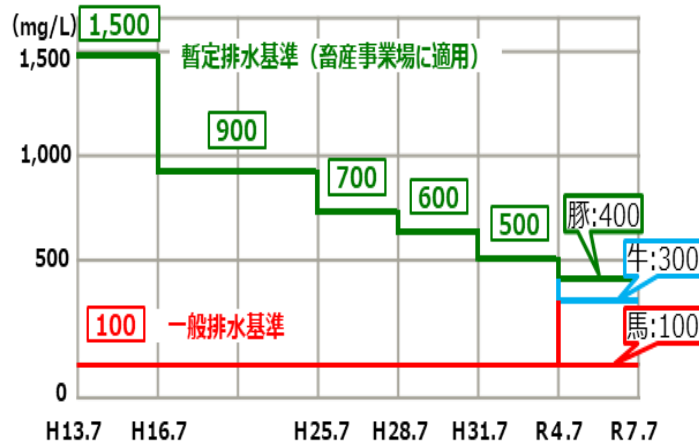
令和5年苦情発生戸数

1,380戸 (※3)

(うち前年から継続 832戸(60.3%))

■ 畜産業に係る暫定排水基準

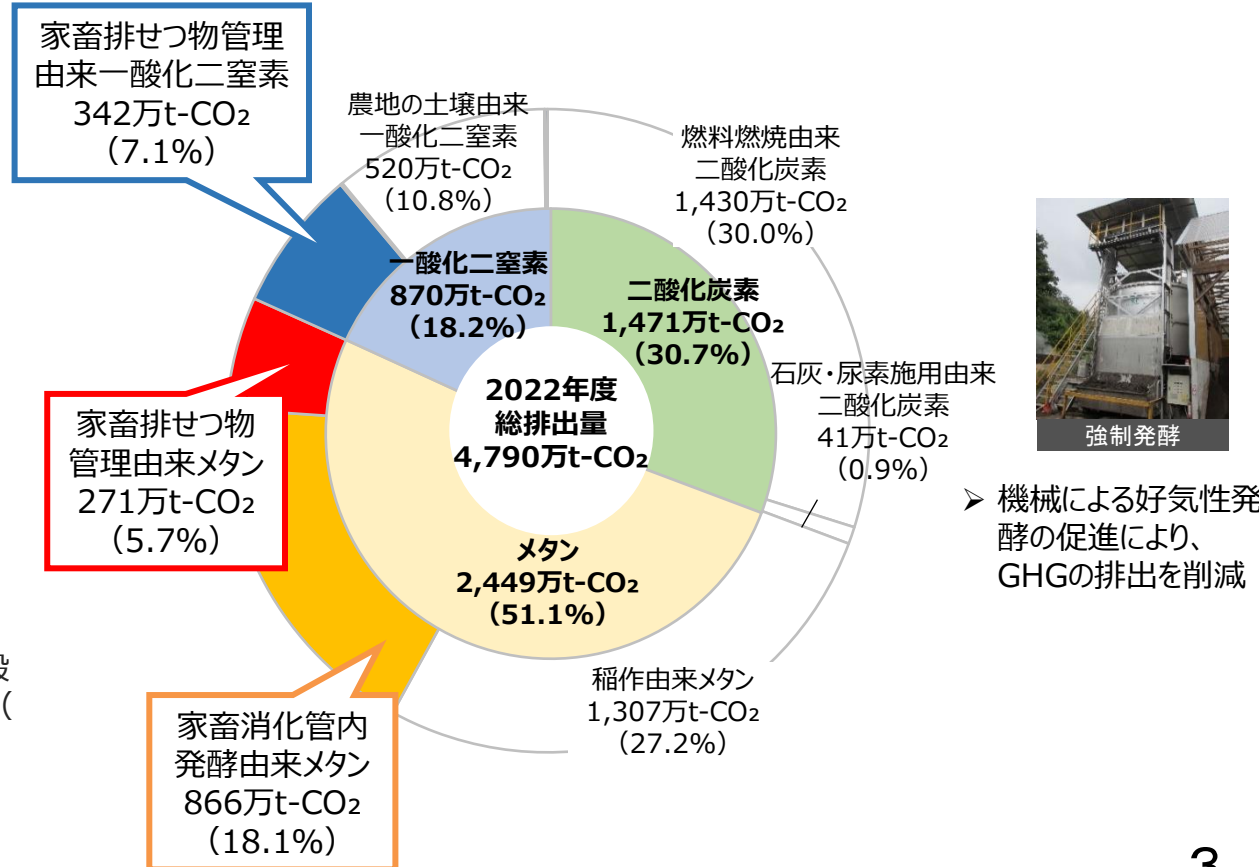
硝酸性窒素等（全特定事業場に適用）



- 水質汚濁防止法において、畜産業では、期限を定めて暫定排水基準が設けられており、硝酸性窒素等（一般排水基準：100mg/L）については、暫定排水基準（豚：400mg/L、牛：300mg/L）が適用（R7.6末が終期）。

※ このほか閉鎖性海域に係る大規模養豚場においては、窒素とリンの暫定排水基準が設けられている。

■ 農林水産分野の温室効果ガス排出の内訳



■ 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律における基本方針の位置付け

- ✓ 畜産環境問題への対処及び畜産業の健全な発展のため、家畜排せつ物の管理と併せて利用の促進を図る体制を構築する必要。
- ✓ 国が基本方針を定め（法第 7 条第 1 項）、これを公表（法第 7 条第 4 項）。
- ✓ 基本方針には、次の事項を定め（法第 7 条第 2 項）、情勢の推移により必要が生じたときは、変更（法第 7 条第 3 項）。

- ① 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
- ② 処理高度化施設の整備に関する目標の設定に関する事項
- ③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
- ④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

- ✓ 都道府県は、国の基本方針に即して「都道府県計画」を定めることができる（法第 8 条第 1 項）。
- ✓ 「都道府県計画」に照らして適切なものであると認められ、処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産業を営む者は、公庫からの資金貸付を受けることができる（法第 9 条第 1 項、第 11 条）。

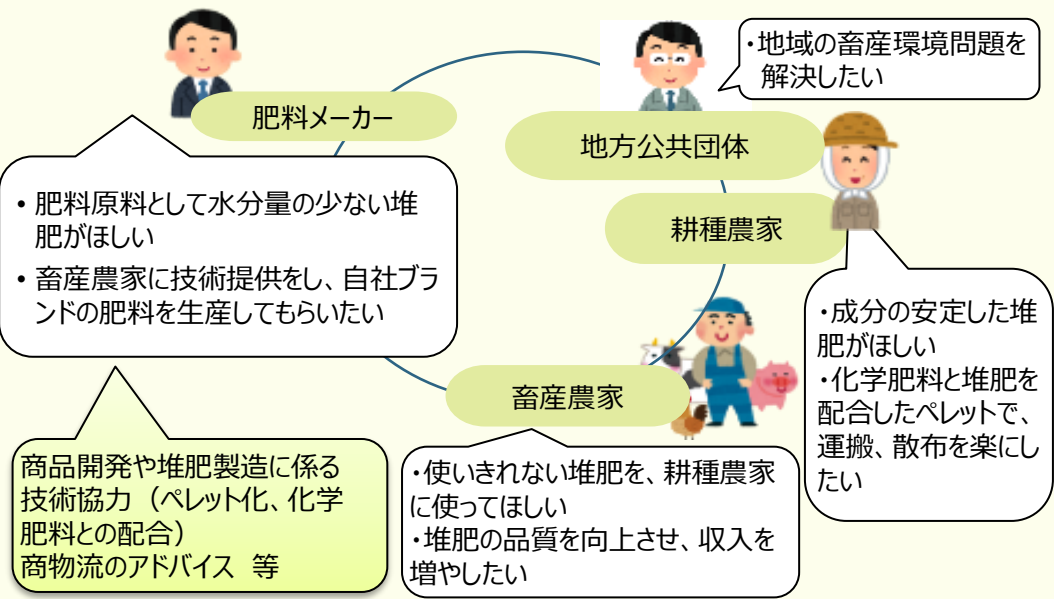
家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針（現行）

- ・現在の基本方針は、令和12年度を目標として、①耕種農家のニーズへの対応を通じた堆肥の利用拡大、②堆肥利用が困難な場合のエネルギー利用の推進、③環境規制や大規模化を踏まえた畜産環境問題への適切な対応をポイントとして令和2年に策定。

1 堆肥の利用拡大

家畜排せつ物は、資源循環のため、堆肥化して耕地に還元

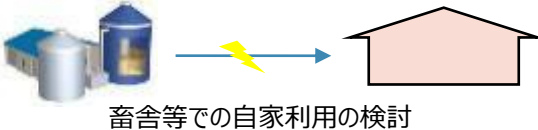
- ・持続的かつ循環的な農畜産業の実現のため、まずは畜産農家が**堆肥を活用して自給飼料を生産**することが重要
- ・堆肥の完熟化や化学肥料との配合等で**耕種農家のニーズへ対応**
- ・**ペレット化による広域流通**、施肥作業の軽減
- ・堆肥の加工や輸送に関し、知見がある肥料メーカーと協力



2 家畜排せつ物のエネルギー利用の推進

家畜排せつ物の堆肥化が難しい場合はエネルギー利用も有効

- ・収益性や電力系統の状況、地域活用電源としての方向性も見極めた上で、固定価格買取制度等を活用
- ・電力系統の課題を踏まえたエネルギーの地産地消等の新たな経営モデルを確立



3 畜産環境問題への対応

家畜排せつ物の処理は畜産農家が自らの責任において行うべきもの

- ・**家畜排せつ物の適切な処理は事業者の責務**であるとの意識を浸透
- ・修繕や更新のための費用を計画的に経営内に留保し、適切な再投資を確保
- ・堆肥舎や污水处理施設の**長寿命化や共同利用の家畜排せつ物処理施設を整備**
- ・悪臭低減に有効な適切な堆肥化を推進
- ・污水处理や脱臭のための施設・機械を整備
- ・**地域住民も参加して問題解決に取り組む体制を構築**



令和6年6月以降 有識者及び専門家との意見交換会（年度内に全4回開催予定）

- 第1回：環境規制への対応（悪臭・排水等）
- 第2回：国内肥料資源としての堆肥の有効活用
- 第3回：地球温暖化対策・エネルギー利用
- 第4回：骨子案

令和7年2月 食料・農業・農村政策審議会畜産部会への骨子案の説明

3月 // への見直し案の説明

3月以降 新たな基本方針の公表
都道府県への説明及び都道府県計画の作成依頼
関係者への啓蒙及び関連情報の提供